

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵愛園（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償（以下、「報酬等」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは定款第6条1項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は役員等に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 継続かつ定期的に就業する役員に対する報酬は、年額で定め、各々の理事には月をもつて支給するものとし、毎月一定の日に、定められた報酬年額の12分の1ずつ支払う。ただし、月の途中で就任又は退任した場合は日割りで支給するものとし、また、1円未満の端数がある場合は円単位に切り上げるものとする。
- 3 役員、評議員選任・解任委員のうち、法人職員の立場を有し、給与規程に基づいた給与を支給される者に対しては報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、本規程に基づき報酬等を支給する。
- 4 上記に該当しない役員が理事会、評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは本規程に基づき報酬等を支給する。
- 5 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、本規程に基づき報酬を支給する。
- 6 評議員選任・解任委員には、本規程に基づき、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 継続かつ定期的に就業する役員に対する報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、勤務形態に応じた金額を評議員会にて決定し、各人に支給する。

資料④

- 2 前項に規定する役員に対する報酬の総額は、年度ごとに50,000,000円を超えないものとする。
- 3 1項に該当しない役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表1に定める金額とする。

(費用弁償)

- 第5条 役員、評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程に準じ、旅費を支給する。
- 2 役員、評議員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬の支払いは、次のとおりにする。
- (1) 第3条2項の役員の報酬等は、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関に振り込む。
 - (2) その他の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等及び第5条の費用については、その都度現金にて支払う。
- 2 報酬等の支払額は源泉所得税額を控除した額を支払う。

(公表)

- 第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。

資料④

別表1

名 称	報酬（日額）	実費弁償費（日額）
理事会・評議員会出席報酬等	8,000円	2,000円
監事監査業務	18,000円	2,000円
評議員選任・解任委員会報酬等	8,000円	2,000円

※報酬及び実費弁償については手取り額とし、税金は別途乙欄にて計算するものとする。